

令和3年12月1日
No.158
発行
一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

練馬西税務署 署長講演・税務講習会

十一月十一日(木)「税を考える週間」の一環として練馬西税務署市川康樹署長による講演を勤労福祉会館にて開催致しました。

始めに主催者を代表して梶野会長よりご挨拶を頂き、第一部の署長講演へ入りしました。

市川署長は、滋賀県のご出身で、自己紹介と社会状況の変遷を交えながら「石田梅岩の心学について」と題してご講演を頂きました。

石田梅岩は、一六〇〇年代後半、京都丹波国の農村に生まれ、京都に生きた商人であり、「道徳と経済の両立」を説いた「石門(せきもん)心学」の創始者で、全国一七〇カ所に、男女も問わず、子供から大人まで自由に学べる無料の学び舎を開設し、難しい内容も自分の言葉で分かりやすく教え多くの門弟等を育てました。また、商人が賤しい



市川署長



署長講演の風景



阿南上席による税務講習会

とされた時代に「存在価値」を高め、松下幸之助、洪沢栄一など、現代の経営者にも大きな影響を与えたと言われています。儉約を礎にボランティアや社会貢献で生きたお金の使い道を示すなど、梅岩の思想と行動力より、人として大切な生き方の一端を学ばせて頂きました。

第二部は、個人課税第一部門阿南上席国税調査官より令和三年の税制改正の中から「住宅ローン控除の特例の延長等」「電子帳簿等保存の見直し」等、皆様に身近な内容についてお話頂きました。

公務ご多忙のなかご講演を頂きました市川署長、阿南上席はじめ、ご参加頂きました皆様に深く感謝申し上げます。(事務局 高田)

東京国税局長表彰受賞式

十一月十二日(金)練馬西税務署に於いて、令和三年度東京国税局長表彰受賞式が執り行われ、当会藤崎副会長が東京国税局長表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。

練馬西税務署 納税表彰式

十一月十二日(金)練馬西税務署に於いて、令和三年度納税表彰式が執り行われました。当会から、練馬西税務署長表彰状受賞者一名、感謝状受賞者四名、計五名の方が表彰され、当会は租税教育推進等感謝状をいただきました。

練馬西税務署長表彰状

理事 森下 信乃 殿

練馬西税務署長感謝状

- 支 部 長 高橋 房子 殿
- 副 支 部 長 植 村 光 雄 殿
- 副 支 部 長 佐 々 木 美 代 子 殿
- 事務局長補佐 高橋 敏子 殿
- 租税教育推進等税務署長感謝状
- 一般社団法人 練馬西青色申告会

受賞者の皆さま誠にありがとうございます。

練馬区民表彰 表彰式

十一月九日(火) ホテルカデンツア東京に於いて、令和三年度練馬区民表彰式が執り行われ、当会山田國雄副会長が、税務功労表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。

税務功労者練馬都税事務所長感謝状贈呈

令和三年度税務功労者練馬都税事務所長感謝状が、当会山田明美支部長に贈呈されました。誠にありがとうございます。



前列左から市川署長、高橋支部長、藤崎副会長、高橋事務局長補佐、梶野会長、後列左から吉見副署長、植村副支部長、中野第 一 統括官、阿南上席

確定申告等の注意点

◇マイナンバーカードでe-Taxしよう◇

★「確定申告のお知らせ」の送付

今年度も申告書、決算書は税務署から送付されません。代わりに「確定申告のお知らせ」が令和四年一月中頃に送付されますので決算時には必ずご持参して頂くようお願い致します。

★マイナンバーの記入

確定申告書には、申告者本人、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、十六歳未満の扶養親族、事業専従者となる方のマイナンバーを、平成二十八年分以降から記入することとなりました。

なお、確定申告書を提出する事業主は次の書類をご持参くださるようお願い致します。

- ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード
- ・免許証、パスポート、健康保険証等の身分証明書(コピー)

★満期保険金がある場合

生命保険金や損害保険金が増期となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類をご持参ください。書類が手元

にない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるか、その金額を調べるようお願い致します。

★公的年金等

日本年金機構等からの公的年金等の源泉徴収票は毎年一月の中頃に送付されますので、その源泉徴収票をご持参ください。

★社会保険料控除等

次の控除を受ける場合にはこれらの支払いをした旨を証する控除証明書をご持参ください。
・国民年金保険料等(国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金)の控除
・小規模企業共済等掛金控除
・生命保険料控除(新生命保険料、旧生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料)

- ・地震保険料控除

なお、国民健康保険料は従来通り令和三年分の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをした旨の書類を添付する必要はありません。

★医療費控除の適用を受ける方

令和二年分の確定申告から、医療費控除を受ける方は、必ず医療費控除の明細書【内訳書】を記入して添付する必要があります。令和元年以前のように医療費の領収書をまとめて提出または提示し、医療費の合計額を確定申告書に記載するだけでよいということが出来なくなりました。そこで、その医療費控除の明細書【内訳書】の記入方法がわからない方は練馬西青色申告会へお越しくださいようお願い致します。

なお、医療費の領収書は医療費控除の明細書【内訳書】の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間税務署から医療費の領収書(医療費通知に係わるものを除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管するようにお願いします。

★消費税課税事業者の有無等

令和元年分の課税売上高が一千万円を超えている方は、令和三年分の確定申告で課税売上高が一千万円以下である場合でも課税事業者になりますので令和二年分、元年分、平成三十年分の決算書・所得税の確定申告書・

消費税の確定申告書を必ずご持参ください。

課税売上高には次の金額が含まれます。

- ・商品や製品の販売代金
- ・請負工事代金、サービス料等
- ・貸店舗や貸事務所賃貸料
- ・業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価償却資産の売却代金

★収入及び経費を

集計する場合の注意点

〔一般課税を選択している方〕
課税売上上の金額及び各経費の金額を、標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

〔簡易課税を選択している方〕

課税売上上の金額(二種類以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上上の内訳をその業種ごとに区分した金額)を、標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

★納付した又は還付を受けた消費税の処理

令和二年分の消費税の確定申告で、消費税の確定申告書を提出した方は、次の点にご注意ください。
・納付した消費税額で令和二年

に未払金処理をしていない場合には、令和三年分の経費(租税公課)となります。

・還付を受けた消費税額で令和二年に未収金処理をしていない場合には令和三年分の収益(雑収入)となります。

納付した又は還付を受けた消費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますのでご注意ください。

★会計ソフトの

使用者に対するお願い

ブルーリターンA以外の会計ソフトを使用されている方は、会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、仕訳帳、現金出納帳、決算書(損益計算書や貸借対照表のこと)をいいます。)の1ページから四ページまでをプリントアウトしたものを、ご持参ください。

★税金の還付を受ける方

還付される税金の振込先がわからない方が多いため、銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べておいてください。

★事務局からのお願い

決算相談時間は、会員一人当たり六十分までとさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

令和3年度 会勢拡大出陣式・役員研修会

令和三年十月十一日(月)「会勢拡大出陣式・役員研修会」を練馬区立勤労福祉会館にて、三十八名の役員の皆様にご出席を頂き開催致しました。

物故者に対する黙祷、山田副会長の開会あいさつ、会歌斉唱に続き、梶野会長から本年もコロナ禍の中、開催できたことへの感謝とともに挨拶を頂きました。

続いてご臨席賜りました、

練馬西税務署副署長 吉見 聡司 様

練馬西税務署個人課税第一部門

統括国税調査官 中野 義則 様



梶野会長あいさつ



山路副会長



藤崎副会長

練馬西税務署個人課税第一部門

上席国税調査官 阿南 賢 様

ご来賓の方からご挨拶を頂きました。

第一部「会勢拡大出陣式」では「チーム青色」のメンバーとしてご尽力を頂いている藤崎副会長から「会員状況について」の説明を頂き、山路副会長から「会勢拡大について」ご自身の体験を通してお話を頂きました。休憩後、

第二部 「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の概要」と題して吉見副署長のご講演を頂きました。

「インボイス制度とは」

- ・ 売手である登録事業者は、買い手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。(交付したインボイスの写しを保存)
- ・ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を

受けたインボイスの保存等が必要になります。

令和五年十月一日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されることとなり、適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができ

【適格請求書発行事業者の登録申請】(令和五年十月一日から受ける場合)

- ・ 令和三年十月一日〜令和五年三月三十一日の間に申請

【登録申請手続方法】

- ・ e・Tax(マイナンバーカードが必要)
- ・ 郵送の場合(東京国税局インボイス登録センターへ送付)

【適格請求書等の記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



吉見副署長



中野一統

昨年に続き、コロナ禍でご参加頂ける人数の制限がある中での開催となりましたが、来年は多くの役員の皆様にご参加頂けることを願いつつ、お話の中にありました今までもこれからも、会員増強には会章にある「きずなの(ユニオン)とつながりの(ユニット)に示すように」最後は人と人との「和」の繋がりにあるとの気持ちで、秋の勸奨月間・青色コーナーに取り組んで参りたいと思います。

公務ご多忙の中、ご講演のご協力を頂きました吉見副署長はじめ幹部の皆様に紙面をお借りして感謝申し上げますと共に、お忙しいなかご参加頂きました役員の皆様に感謝申し上げます。(事務局 高田)



副署長講演の風景

税を考える週間の一環として

第三回 練馬西税務署職員による相続税講習会開催

〈よくある事例をもとに小規模宅地等の特例を重点に分かりやすい説明〉

十一月十六日(火) 税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。講師には、練馬西税務署資産課税第一部門真玉遥子国税調査官をお願いしました。

今年も新型コロナウイルス感染症予防策をとりながらの開催でしたが、講師の笑顔のような小春日和に恵まれ、欠席者なしの十一名の参加者をいただきました。

始めに、司会者から「国税庁の取組として税を考える週間でのさまざまな広報活動」の話から始まり、真玉調査官にバトタッチして相続税講習会がスタートしました。



講習会風景



資産課税第一部門
真玉調査官

冒頭には、簡単な自己紹介があり、相続税はどのような場合にかかるのか？基本的な基礎控除額の説明から始まりました。続いて、特例の種類について、大まかには被相続人等の居住の用に供されていた宅地等いわゆる330㎡で、80減額といわれているものと、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の二つに分かれ、「事例①同居親族がいるケース」「事例②同居親族がいないケース」「事例③被相続人が老人ホームに入居しているケース」「事例④二世帯住宅のケース」「事例⑤自宅兼店舗のケース」「事例⑥自宅兼貸店舗のケース」を妻が相続したケース、同居の子が相続したケース、別居の子が相続したケース、別居の子の場合、持家がある場合と賃貸に住んでいる場合のケースを分かりやすい資料をもとに説明をいただき、皆さん真剣な眼差しで受講されておられました。

結局、別居の相続人の子の場合、持家があるか無いかで減額ができるかどうかが決まってしまうケース。区分所有登記をされているか、単な

る共有名義になっているかで、減額ができるかどうかが決まってしまうケース等々、とても為になるお話しをいただきました。

終わりに、本日の講習内容のなかでの質問をいただき、皆さん納得した様子で、講習会は閉会されました。

このコロナ禍のなかご出席くださいました皆さま、公務ご多忙のなか講師を快くお引き受けいただきました真玉調査官に紙面をお借りして感謝申し上げます。

今後ともお世話になりますので、宜しくお願い申し上げます。高橋

事務局からのお知らせ

◎令和3年12月29日(水)～令和4年1月4日(火)まで、年末年始の休業となります。

なお、誠に勝手ながら1月29日第五土曜日は、お休みさせていただきます。

◎年末調整の手続きは、1月11日(火)までにお越しいたくださいようお願いいたします。

◎感染防止対策として相談等は全て予約制といたします。お手数ですが、お電話で予約の上お越しください。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

- ※融資限度額：2,000万円
- ※返済期間：運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

2022年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.21% (2021年12月1日現在)
- ※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40% (3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下 (宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望の添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】 毎月第1金曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】 1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F
TEL：3994-6521 FAX：3994-6589